

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます



Point 1 時間外労働の 上限規制が 導入されます!

時間外労働（週40時間、1日8時間を超える労働）の上限について、
月45時間、年360時間
を原則とし、「臨時的な」特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が限度となります。

大企業は、2019年4月1日から
中小企業は、2020年4月1日から



Point 2 年次有給休暇の 確実な取得が 必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が
付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定
して有給休暇を与える必要があります。

企業規模にかかわらず、
全ての企業は、2019年4月1日から



Point 3 正規雇用労働者と 非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が 禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
**基本給や賞与などの
個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

大企業は、2020年4月1日から
中小企業は、2021年4月1日から



詳しくは
厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革推進支援センター HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



働き方改革チェックシート

時間外労働の上限規制について



- Q1** 従業員の勤怠管理の方法はありますか？
 はい いいえ
 1. タイムカード 2. ICカード等 3. パソコンのログ
 4. 自己申告制 5. その他()
- Q2** 時間外労働を行っていますか？（週40時間、1日8時間を超える労働）
 （※注：特例事業場の場合は週44時間以上。詳細は右下をご参照ください。）
 はい Q3へ いいえ Q6へ
- Q3** 36協定を結んでいますか？
 はい いいえ
- Q4** 36協定で時間外労働が可能な時間の上限をご存知ですか？
 はい いいえ
- Q5** 上限を超えている場合、「特別条項付き」の36協定を結んでいますか？
 はい いいえ
- Q6** 賃金台帳を作っていますか？
 はい いいえ
- Q7** 最低賃金額を超える賃金を支払っていますか？
 はい いいえ
- Q8** 法定以上の割増賃金を支払っていますか？
 はい いいえ
- Q9** 2023年4月1日から中小企業の月60時間超の残業にかかる割増賃金が25%から50%に上がること（特例措置の廃止）をご存知ですか？
 はい いいえ
- Q10** 年次有給休暇について、法定通り付与していますか。
 はい いいえ
- Q11** 2019年4月1日から、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があることをご存じですか？
 はい いいえ

同一労働同一賃金について

- Q1** 就業規則はありますか？
 はい いいえ よく分からない
- Q2** 労働条件通知書を作成し、従業員に渡していますか？
 はい いいえ よく分からない
- 以降の問いは、非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇用している企業のみお答えください。
- Q3** 正社員と非正規社員の間に職務内容（業務の内容と責任の程度）、人材活用の仕組みや運用（転勤、配置転換、昇進の有無など）に違いを設けていますか？
 はい いいえ 一部、違いがある よく分からない
- Q4** 正社員と非正規社員の待遇について賃金（基本給）の支給基準に違い（決定方法）を設けていますか？
 （例：正社員は勤続給、非正社員は昇給なしなど）
 はい Q5へ いいえ Q6へ
- Q5** 賃金（基本給）に違いを設ける理由がありますか？
 （例：業務の内容や責任の程度、転勤、配置転換、昇進の有無等に違いを設けているなど）
 はい いいえ よく分からない
- Q6** 正社員と非正規社員の待遇について、手当の支給に違い（支給の有無、支給基準の違いなど）を設けていますか？
 （例：通勤手当、精皆勤手当、特殊作業手当など）
 はい Q7へ いいえ Q8へ
- Q7** 手当の支給に違いを設ける理由がありますか？
 はい いいえ よく分からない
- Q8** 正社員と非正規社員の待遇について、福利厚生に違い（利用の可否、利用基準・範囲の違いなど）を設けていますか？
 （例：社員食堂、休憩室、更衣室など）
 はい Q9へ いいえ 質問はこれで終わりです
- Q9** 福利厚生に違いを設ける理由がありますか？
 はい いいえ よく分からない

（※注）特例事業場の対象業種 次に掲げる業種に該当する常時10人未満の労働者を使用する事業場

商業	卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、その他の商業
映画・演劇業	映画の映写、演劇、その他興業の事業
保健衛生業	病院、診療所、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業
接客娯楽業	旅館、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業